

千葉県報

号外
令和5年6月27日

主要目次

- 〇 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則
公安委員会規則
- 〇 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

規則

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月27日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第四十五号

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一千葉市の項中

松波県営住宅駐車場	六、五〇〇円	を
松波県営住宅駐車場 松波県営住宅駐車場 仁戸名県営住宅駐車場	六、五〇〇円 六、五〇〇円 四、五〇〇円	に、
検見川県営住宅駐車場	六、〇〇〇円	を
検見川県営住宅駐車場 検見川県営住宅駐車場 幸町東県営住宅駐車場	六、〇〇〇円 六、〇〇〇円 七、五〇〇円	に改め、同表市川市の項
市川柏井県営住宅駐車場	三、五〇〇円	を
国府台県営住宅駐車場 市川柏井県営住宅駐車場	八、〇〇〇円 三、五〇〇円	に改める。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

千葉県公安委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第9号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第3号中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車及び」を「普通自転車等及び」に改める。

第8条第2号中「原動機付自転車（）」を「一般原動機付自転車（）」に改める。

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八